

1532

Jan 23

1135

東洋外務大臣在露米國大使會談要旨

昭和十六年十二月八日午前七時半

「本大臣ヨリ昨夜御持參相成リタル「ロイズベルト」大統領ノ  
 聖上陛下ニ對スル親電ニ關シテハ貴大使ト會見後右ニ對スル  
 聖上陛下ノ御思召ヲ拜承スル機會ヲ得マシタ御チ 聖上陛下ニ  
 於カセラレテハ貴大使ヲ通シ「ロイズベルト」大統領ニ左記舉  
 旨ヲ傳達方御下命相成リマシタトテ

「佛印ニ日本軍隊集結セル事情ニ付テハ過般米國大統領ノ照  
 會ニ對シ日本政府ヲシテ回答セシメタリ尙佛印ヨリノ撤兵ハ  
 日米交渉ニ於ケル一項目ヲ爲セルモノニシテ右ニ付テモ日本

外務省

政府ヲシテ重要表示ヲ爲サシメタルニヨリ右ニヨリ御承諾  
 成度シテ而シテ太平洋蓋テ世界ノ平和康寧ヲ招來セントスルハ  
 朕ノ素志ニシテ之カ爲朕ノ政府ヲシテ今日迄努力セシメ來リ  
 タルコトハ大統領ニ於テモ夙ニ了承セラレ居ル所タルヘキヲ  
 信ス

ノ次第ヲ申述ヘマシタ處同大使ハ之ヲ悉照拜聽シタル上 御恩  
 召ノ程ハ早速大統領ニ傳達致スヘシト答ヘ御自分ノ有スル訓令  
 ニ依レハ本使ニ於テ拜謁ヲ御願シタル上親シク右親電ヲ捧呈ス  
 ヘシトアル處兩國關係日下重大危局ニ直置致シ固ル際ニモアリ  
 拜謁方特ニ御取計ヲ願ヘマシキヤト申出テマシタノチ本大臣ハ

外  
 務  
 省

1013

-6-

1532

1037

若シ貴大使ノ拜謁ノ目的カ單ニ右眞實星ノミナルニ於テハ  
 御恩召ハ既達ノ通ナルニ付其必要ナキヤニ考ヘラルルモ本大臣  
 ニ於テハ何事貴大使ノ御希望ヲ阻止スル意圖ナク貴大使カ右親  
 電ノ外ニ附加言上スヘキコトモアラハ勿論考慮ニ吝ナラストノ  
 趣旨ヲ答ヘマシタ處同大使ハ極メテ満足ナル様子ニテ謝意ヲ述  
 ヘマシタ

(尙同大使ノ求メニ依リ後刻右申入レノ趣旨ノ英文訳譯(別添  
 甲號)ヲ送附シ置キマシタ)

ニ 次テ本大臣ヨリ對米覺書寫ヲ手交シ帝國政府ハ日米交渉妥結ノ  
 爲メ金力ヲ傾倒シ本大臣亦熱心ニ努力セルコト御承知ノ通ナル

外 務 省

1013

-5-

1038

モ米國政府ノ態度ニ鑑ミ遺憾アリ今俄交渉ヲ繼續スルモ成立ノ  
 見込ナシトノ結論ニ達シタルヲ以テ東京府時間七日午後本覺書ヲ  
 米國政府ニ提出方取計セ置キタリ事要茲ニ立至レルハ本大臣ノ  
 最モ遺憾トスル所ナリト述ヘタルニ同大使ハ文書ハ歸館ノ上拜  
 見スヘク唯今何等意見ヲ申述フルコトハ鑑控フヘシト述ヘ辭去  
 セリ

外  
部  
西